区分・種別	県指定有形文化財（古文書）		
名　　称	たかたはちまんもんじょ 高田八幡文書　1巻		
所　在　地	宇和島市津島町高田		
所　有　者	高田八幡神社	管 理　団 体	
指定年月日	昭和43年3月8日		
解　　説	高田八幡神社の由緒は古いが、創建については明らかでない。『宇和旧記』記載の当社棟札写しによれば、天文13（1544）年越智通孝（おちみちたか）が当社を再建、また天正10（1582）年には、越智通顕（おちみちあき）が再建したとある。この文書は、10通の文書を巻子1巻に装丁したもので、内容は鎌倉時代末期から室町時代の終わりにおよび、当社に関する寄進状、譲渡状、願文、下知状からなる。 徳治2（1307）年三善右馬助（みよしうまのすけ）の寄進状、嘉暦3（1328）年平家盛の祈願文、正平16（1361）年越智資俊（おちすけとし）下知状などが含まれている。 これによれば、施主である津島越智氏は、当地方の有力な在地領主であったと考えられる。その由来については明らかでない。西園寺氏が南予の支配者になってからは、その統治下に入っていたと考えられる。 この文書は、中世史料に乏しい宇和郡の歴史を考える上に重要なものである。		